

# 物流2024年問題と物流革新

---

2025年2月14日

国土交通省

物流・自動車局 物流政策課



# 目次

01

## 物流改正法

法改正の概要および施行に向けた動向

02

## 物流標準化

フィジカルインターネット実現に向けた環境の整備

03

## 予算のポイント

令和7年度当初予算案・令和6年度補正予算

# 総合物流施策大綱のキーワードから見る物流の歴史

総合物流施策大綱に登場する  
キーワード（一部引用）

**<平成9年~平成13年>**

- 世界経済のグローバル化
- 国際分業体制の一層の進展
- エネルギー問題等の社会的課題

京都議定書採択(平成9年)

**<平成17年~平成21年>**

- 国際・国内一体となった物流
- グリーン物流
- 国民生活の安全・安心

米国同時多発テロ(平成13年)

**<平成25年~平成29年>**

- 物流システムの海外展開
- エネルギー需給の逼迫
- 物流における災害対策

東日本大震災(平成23年)  
総人口減少へ転向(平成23年)

**<令和3年~令和7年>**

- 物流DX/物流標準化の推進
- 時間外労働の上限規制
- 強靱で持続可能な物流ネットワーク

新型コロナウイルス感染拡大(令和元年)  
物流の2024年問題(令和元年~6年)

**<平成13年~平成17年>**

- 国際競争力の更なる強化
- 環境問題/循環型社会の構築
- 情報通信技術の飛躍的進展

家庭向け光ファイバーサービス(平成12年)

**<平成21年~平成25年>**

- グローバル・サプライチェーン
- 低炭素型物流/静脈物流
- 安全・確実な物流

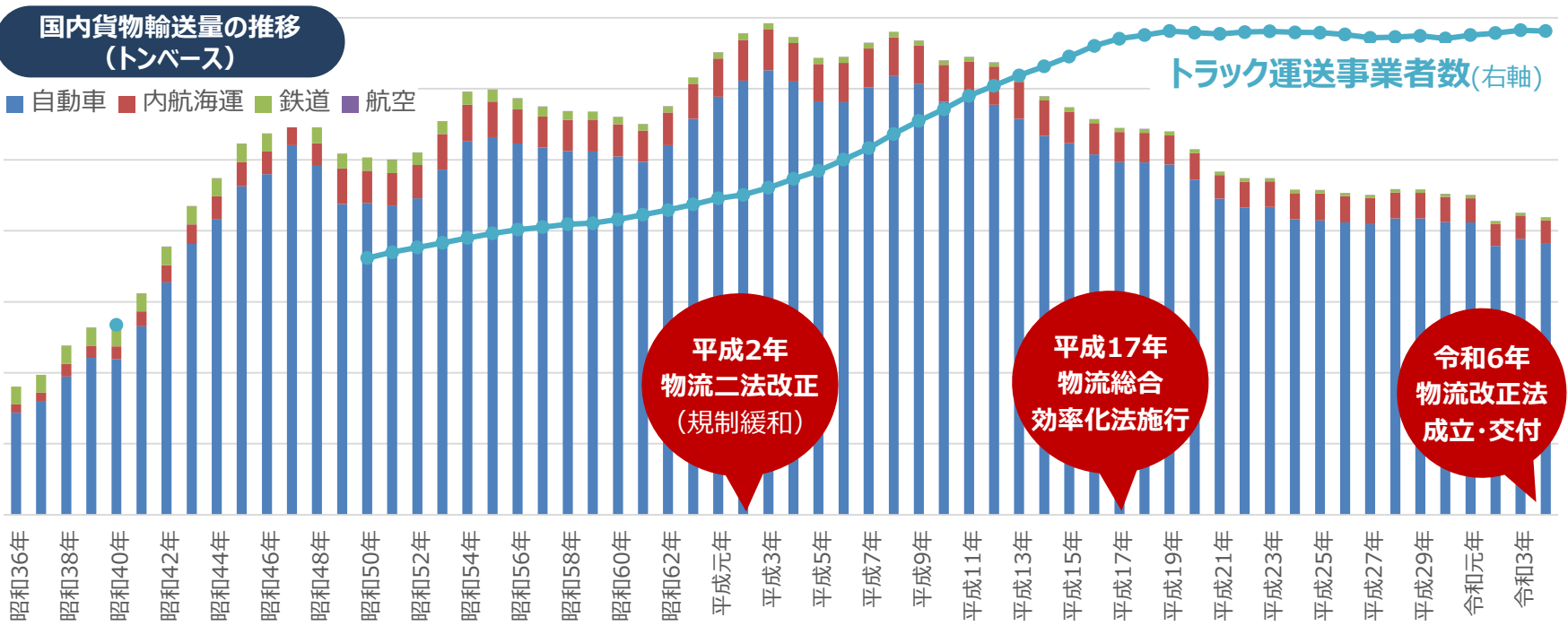
京都議定書発効(平成17年)  
省エネ法 運輸部門へ拡充(平成17年)

**<平成29年~令和2年>**

- 事業者間の連携・協働
- 新技術(IoT・BD・AI等)
- コストの見える化
- インフラの機能強化
- 災害リスク・地球環境
- 人材育成・国民への啓発

出生数100万人割れ(平成28年)  
Society5.0提唱(平成28年)

(単位：百万トン)



(単位：者)

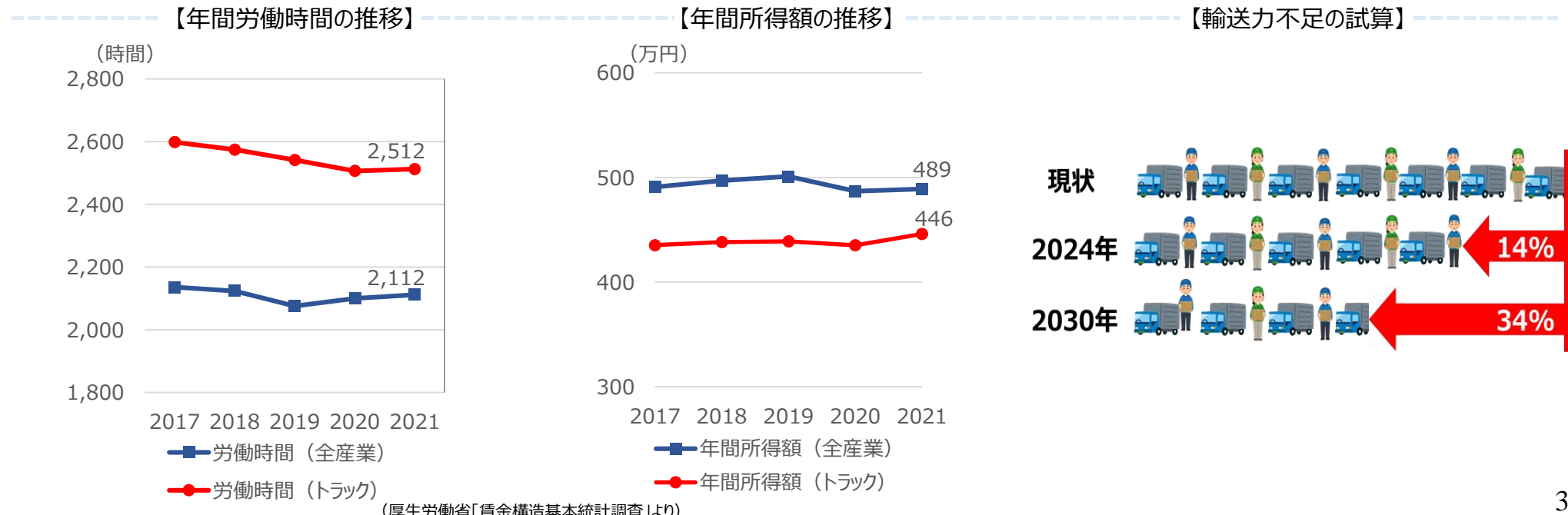
# 法改正の背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→**物流の持続的成長**を図ることが必要。



荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

## すべての事業者

○①**荷主\***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者

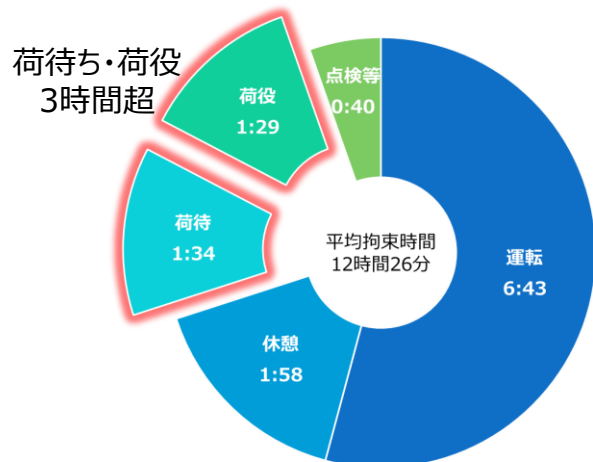
○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告等**を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

---【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】 --- 【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】 --- 【荷主等が取り組むべき措置の例】 ---



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



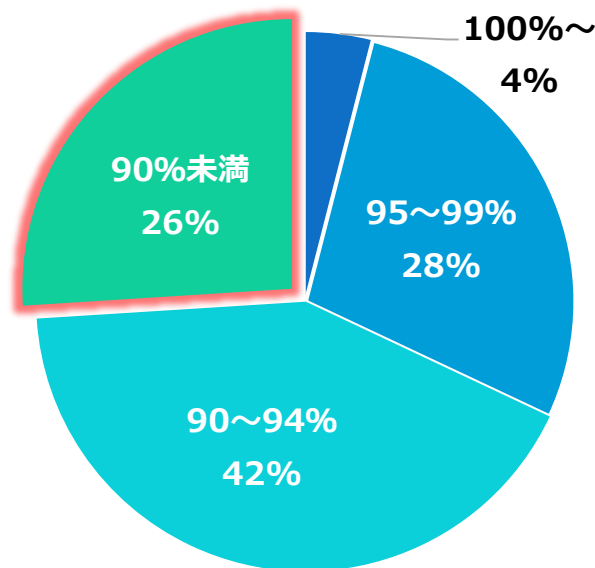
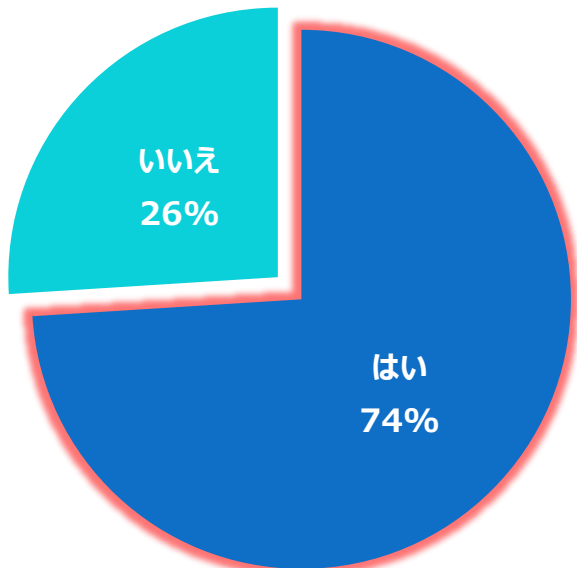
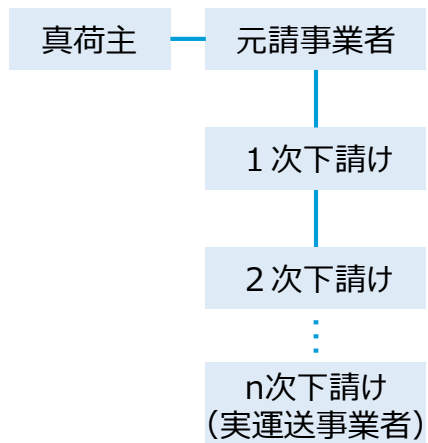
パレットの利用による荷役時間の短縮

物流業界の**多重下請構造**を是正し、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面交付等**を**義務付け**\*。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\* を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

\* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

----- 【多重下請構造のイメージ】 ----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 ----- 【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】

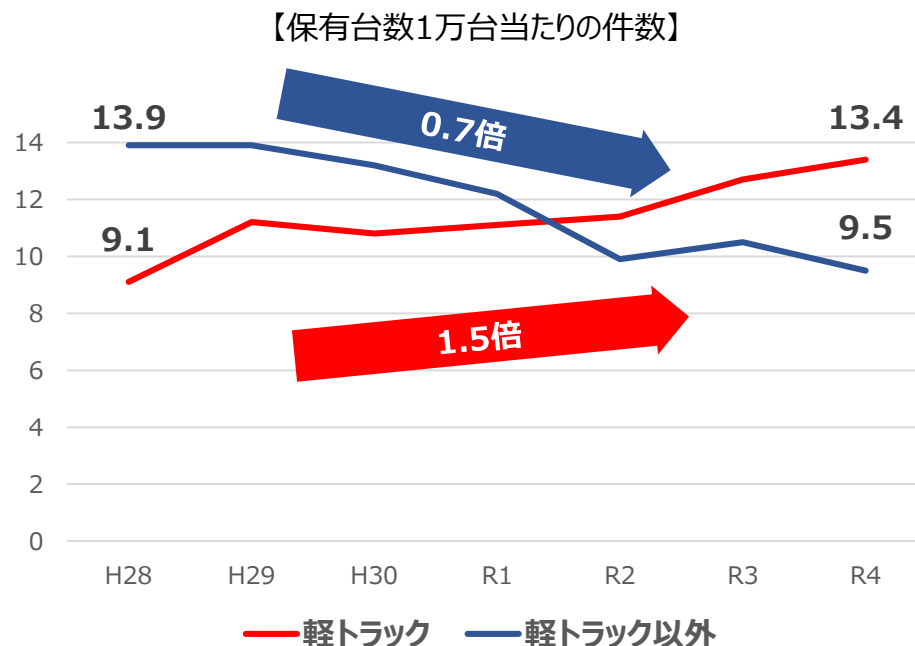
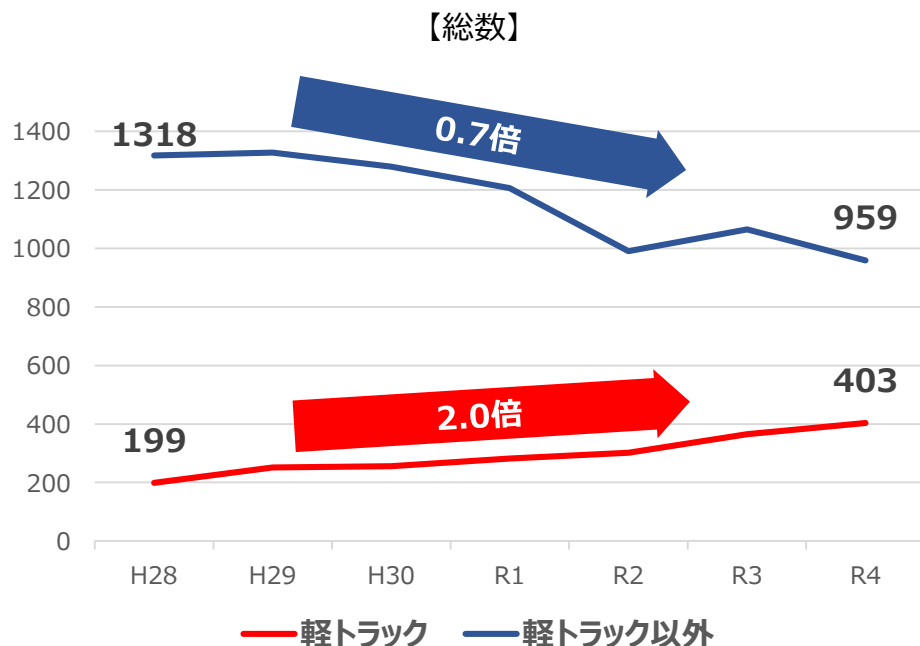


※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。  
 (令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増（保有台数当たりの件数も1.5倍）。

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。
- 国交省による公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【事業用トラックの死亡・重傷事故件数の推移】



（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」、（一財）自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」より

# 国交省・経産省・農水省 3 省審議会の合同会議について

- 物流の生産性向上や適正運賃の収受を図るための改正物効法・トラック法が成立したことを受けて、改正法に基づく具体的な取組を進めるため、国土交通省、経済産業省及び農林水産省の関係審議会の合同会議を設置する。

## ■ 合同会議

- 交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会
- 産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会
- 食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会の関係審議会

## ■ 検討事項

- 改正法に基づく基本方針
- 荷主・物流事業者等の判断基準
- 特定事業者（荷主・物流事業者等）の指定基準
- 特定事業者の中長期計画・定期報告の記載事項
- 規制措置の実効性確保のための調査・公表、評価制度
- その他

## ■ 構成員（◎：座長予定）

- <交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会 委員>
  - ◎根本 敏則 敬愛大学 経済学部 教授
  - 二村真理子 東京女子大学 現代教養学部 教授
  - 小林 潔司 京都大学 経営管理大学院 特任教授
  - 住野 敏彦 全日本交通運輸産業労働組合協議会 議長
  - 大串 葉子 同志社大学 大学院 教授
  - 大島 弘明 流通経済大学 流通情報学部 教授
  - 若林亜理砂 駒澤大学 法科大学院 教授
- <産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会 委員>
  - 橋本 雅隆 明治大学 グローバル・ビジネス研究科 専任教授
  - 小野塚征志 株式会社ローランド・ベルガー パートナー
  - 北川 寛樹 ポストンコンサルティンググループ合同会社 マネジングディレクター・パートナー
  - 首藤 若菜 立教大学 経済学部 教授
  - 高岡 美佳 立教大学 経営学部 教授
- <食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 委員>
  - 矢野 裕児 流通経済大学 流通情報学部 教授
  - 加藤 弘貴 公益財団法人流通経済研究所 専務理事
  - 北條 英 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事
  - 河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事
  - 飴野 仁子 関西大学 商学部商学研究科 教授
- <事務局>
  - 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課
  - 貨物流通事業課
  - 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室
  - 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課物流生産性向上推進室
- <オブザーバー>
  - 荷主・連鎖化事業者を所管する関係省庁の関係部局

# 新物効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント

## 本合同会議の開催趣旨

- **新物効法の施行**に向けて、**国交省・経産省・農水省 3省の審議会の合同会議**※を開催し、国が定める**基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準**等の具体的な内容を審議の上、令和6年11月に**取りまとめ**。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

## 基本方針のポイント

### (1) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

### (2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

### (3) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し、荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・ 積載効率の向上 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

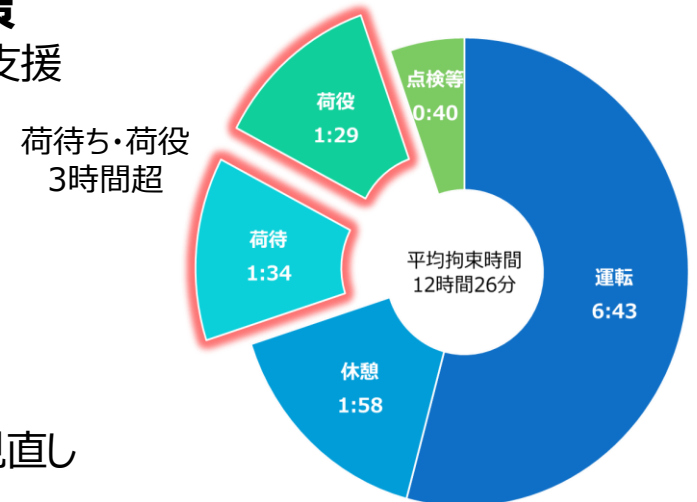
### (4) 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

- ・ 再配達削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し

### (5) その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に必要な事項

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割 ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提事項

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



荷待ち・荷役  
3時間超

(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

# 荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

## ① 積載効率の向上

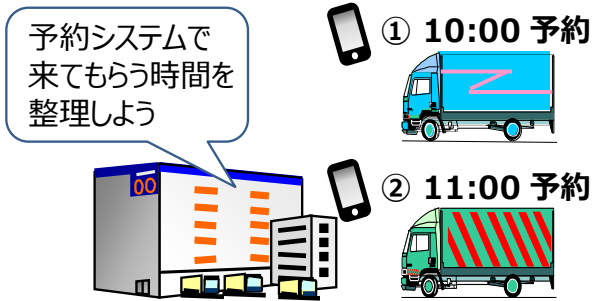
- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

## ② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

## ③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

# 特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるような基準値を設定。

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

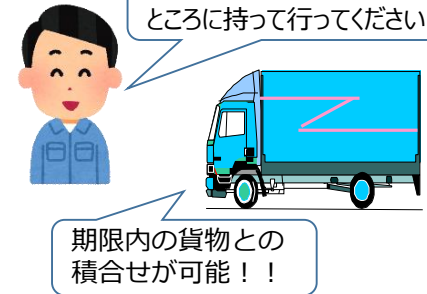
### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

- **物流統括管理者（CLO）**は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。9

## 積載率の向上

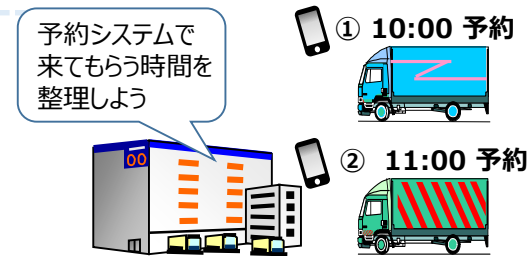
- トラック事業者が複数荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保**や**荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁忙差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた**発送量・納入量の適正化**や、**配車システムの導入**等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと
- **社内の関係部門（物流・調達・販売 等）の連携を促進**することにより、適切なリードタイムの確保や**発送量・納入量の適正化**を図ること 等



リードタイムの確保

## 荷待ち時間の短縮

- トラックが一時に集中して到着することがないように、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと） 等



予約受付システムの活用

## 荷役等時間の短縮

- パレット等の**荷役の効率化に資する輸送用器具**の導入により、荷役等の効率化を図ること
- バーコード等の商品を識別する**タグの導入**等により、**検品の効率的**を図ること
- **バース等の荷捌き場**について、**貨物の物量に応じて適正に確保**すること
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により**ドライバーの負担軽減**と**積卸し作業の効率化**を図ること
- 貨物の出荷を行う際には、**出荷時の順序**や**荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと 等



検品の効率化

# 物流改正法の施行に向けたスケジュール

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- **2024年6月28日** **第1回合同会議**（規制的措置の施行に向けた検討を開始）
- 2024年7月以降 事務局にて各種業界団体と意見交換
- **2024年8月26日** **第2回合同会議**（取りまとめ素案の提示や業界ヒアリング 等）
- **2024年9月26日** **第3回合同会議**（取りまとめ案の審議（書面開催））
- **2024年9月27日～**  
**10月26日** **パブリックコメント**（意見提出件数 875件）
- **2024年11月11日** **第4回合同会議**（パブリックコメントを踏まえた取りまとめ案の審議）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表

➤ **2025年4月1日**

## **法律の施行①**

- 基本方針
- 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
- 判断基準に関する調査・公表 等

➤ **2026年4月（想定）**

## **法律の施行②**

- 特定事業者の指定
- 中長期計画の提出・定期報告
- 物流統括管理者（CLO）の選任 等

今後、**解説書**で  
運用・解釈等を  
整理予定



# 目次

01

## 物流改正法

法改正の概要および施行に向けた動向

02

## 物流標準化

フィジカルインターネット実現に向けた環境の整備

03

## 予算のポイント

令和7年度当初予算案・令和6年度補正予算

# 物流標準化の取組

## 業種分野横断的な物流標準化の取組

### ・官民物流標準化懇談会

議題：ハード・ソフト含むすべての物流各項目（パレット・外装サイズ、外装表示、伝票、データ・物流用語等）の業種分野横断的な標準化

#### パレット

- パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ(令和6年6月28日公表)
- パレット標準化推進分科会

#### コンテナ等

- モーダルシフト推進・標準化分科会「各検討事項に関する方向性と施策」（令和5年11月29日公表）
- モーダルシフト推進・標準化分科会



日本物流団体連合会・  
物流標準化調査小委員会

### 【ソフトの標準化】SIPスマート物流サービス

- 物流情報標準ガイドライン -ver.3.00-（令和7年2月7日公表）

連携  
協力



## 業種分野ごとの物流標準化の取組

### 加工食品分野

- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月27日公表）
- 加工食品分野における物流標準化研究会
- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会

### 青果物分野

- 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月28日公表）
- 青果物流通標準化検討会

### 紙加工品分野

- 紙加工品（衛生用品分野）におけるアクションプラン（令和4年4月18日公表）
- 紙加工品（衛生用品分野）物流研究会

### 菓子（スナック・米菓）分野

- 菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン（令和6年5月 第2版公表）
- 菓子パレット標準化促進協議会

### 花き分野

- 花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月24日公表）
- 花き流通標準化検討会

令和3年9月から官民の協議会（パレット標準化推進分科会）において、パレット標準化に向けた検討を開始。令和6年6月に標準的な規格と運用を整理し、効率的な一貫パレチゼーションを目指す。

## I. パレット標準化を巡る現状と課題

パレット化可能であるにもかかわらずバラ積み・バラ卸しが行われている

※輸送の際のパレット化率は約8割（パレット化可能な荷物のうち）

パレットの規格や運用が統一されておらず、物流拠点にて積み替えが発生

※例えば、貨物の出荷時では約5割の積み替えが発生

荷主所有のパレットの回収は、一般的に少量多頻度であり負担が大きい

※レンタルパレット利用率は約3割

現状Ⅰ パレットを利用していない



バラ積み・バラ卸し

現状Ⅱ パレットを利用しているが、規格や運用が標準化されていない



パレットからパレットへの積み替え



## II. 標準的な規格と運用（標準仕様パレット）

### ○主な規格

平面サイズ	1,100mm×1,100mm
高さ	144～150mm
最大積載質量	1t
タグ・バーコード (貨物/パレット追跡用)	タグ・バーコードの装着が可能な設計 (将来的にはタグ・バーコードの装着を目指す)
その他	二方差しまたは四方差し

### ○主な運用

調達形態、 管理	効率的な一貫パレチゼーションを目指す観点から、レンタル方式を推進。 ※将来的には、複数のレンタルパレット事業者の連携（「共同プラットフォーム」）によるパレットの共同配送・管理システム運営等を目指す。
パレットの仕分け・回収、 費用分担	売主と買主間の売買契約や、レンタルパレット事業者とのレンタル契約においてパレットの仕分け・回収作業の主体や費用負担を明記する。 ※将来的には、適切に価格転嫁される環境を構築し、賃借期間に応じて負担する方式を目指す。

※製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合や、既に業種分野内で複数企業が参画し相当数の物量で一貫パレチゼーションが実現できている場合等、標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合においては、設備改修等のタイミングも勘案しつつ、将来的な標準仕様パレットの採用を期待する。

## Ⅲ. パレット標準化実現に向けたロードマップ

- ・パレットの仕分け・回収作業の主体の明確化（2025年度）
- ・レンタルパレット事業者間の「共同プラットフォーム」の社会実装（2030年度） 等

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度～2030年度		
発着荷主	(1)標準仕様パレットの活用推進					★ ゴール目標 {{ 2030年度以降も検討すべき事項	
	(2)標準仕様パレットの活用提案への真摯な協議応諾						
	(3)パレットの仕分け・回収作業の主体の明確化		★				
	(4)使用後の所有者等への適切な返却						
	(5)フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置						
	(6)製品積付効率等を向上させるための受発注ロットサイズの検討・実施						
	(7)効率化のための自動化・機械化等の検討・実施						
発荷主	(8)外装サイズの検討・実施						
運送事業者、倉庫事業者	(9)標準仕様パレット導入の推進、荷主への積極的な提案	★					
倉庫事業者	(10)フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置						
	(11)標準仕様パレットの荷役、搬送を前提とした自動化・省人化						
レンタルパレット事業者、パレット製造事業者	(12)標準仕様パレットの周知協力	★					
レンタルパレット事業者	(13)パレット紛失防止策の適切な実施					★	
	(14)レンタルパレット事業者間の共同プラットフォームに向けた検討		★	共同プラットフォームの社会実装		★	
パレット製造事業者	(15)標準規格のパレットの製造・販売						
	(16)標準規格のパレットの市場への安定供給						
行政	パレット標準化に係る推進策			標準仕様パレットの追加調達に係る推進策		★	
	共同プラットフォームに向けた推進策			共同プラットフォームの利用拡大に向けた推進策		★	
	標準仕様パレットに係る情報発信						

## Ⅳ. パレット標準化の実現に向けたKPI（2030年度）

KPI	現状		2030年度
パレット生産数量に占める11型パレットの割合	26%	倍増	50%以上
レンタルパレット保有数量に占める11型パレットの割合	76%	9pt増	85%以上
レンタルパレット保有数量	2,650万枚	倍増	5,000万枚以上
レンタル事業者間で共同回収を行う拠点数	42箇所	約10倍増	400箇所以上
荷役作業に係る時間	一人当たり年間375時間	16%減	一人当たり年間315時間以下

# 労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支援事業

- 目的： 標準仕様パレットの利用促進
- 概要： ①複数のレンタルパレット事業者で構成される「共同管理主体」による、レンタルパレットの共同管理・共同運用に向けた取組の補助  
 ②荷主・物流事業者等のレンタルパレット導入に向けた取組の補助 ※導入するパレットには一定の要件あり
- 対象経費： ①受払管理システムや動態管理システムの開発・改修費用、効果検証に係る費用 等  
 ②自社パレットの処分費用、ラック、フォークリフト、パレタイザーの処分費用 等

補助事業特設ページ



物流標準化促進事業費 補助金交付のお知らせ

パレットの共同管理・運用を行う  
**レンタルパレット事業者**の方へ

補助金 **1/2** (上限あり)※  
まで交付します！  
※1事業者あたり最大5千万円までの交付となります。

補助対象例

複数のレンタルパレット事業者による共同管理主体

共同管理・共同運用システム  
パレット 動態管理システム  
効果検証支援

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

**パレット標準化促進事業事務局**

H P : <https://pacific-hojo.com/pallet/>  
 TEL : 050-5482-3523 (受付時間) 平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

QRコード

物流標準化促進事業費 補助金交付のお知らせ

パレットを導入する  
**物流事業者・倉庫事業者・荷主等**の方へ

補助金 **1/2** (上限あり)※  
まで交付します！  
※1事業者あたり最大6百万円までの交付となります。

補助対象例

パレタイザー ラック  
フォークリフト

パレットの導入に伴って新たに導入・増備又は入替等を行う設備が対象 等

現有パレットの処分費用

レンタルパレット事業者からパレットをレンタルする事業者が対象※  
※詳細は公募要領をご確認ください。

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

**パレット標準化促進事業事務局**

H P : <https://pacific-hojo.com/pallet/>  
 TEL : 050-5482-3523 (受付時間) 平日10:00~16:00(土日祝日を除く)

QRコード

表1 本事業において求められるパレットの要件

項目	要件	備考
平面サイズ	1,100mm × 1,100mm	
高さ	144～150mm	
材質	JISZ0601 8.材料に記載された素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製パレットは、使用する樹種があかまつ、くろまつ、ダグラスファー、からまつ、つが、ぶな、クルミ、カブール、タウン、カロフィラムまたはこれらと同等以上の強度をもつもの</li> <li>プラスチック製パレットは、使用するプラスチック素材が再生資源として利用できるもので、ポリエチレン、ポリプロピレン及び不飽和ポリエステルか又はこれらと同等以上の品質をもつもの</li> </ul>
強度	JISZ0601 5.強度に記載された基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧縮強度は、ひずみ量が木製パレットの場合 2.0mm 以下、プラスチック製パレットの場合 4.0mm 以下であること</li> <li>曲げ強度は、たわみ率が木製パレットの場合 1.25%以下、プラスチック製パレットの場合 1.5%以下、かつ残留たわみ率が木製パレット、プラスチック製パレットともに 0.5%以下であること</li> <li>下面デッキボード強度は、たわみ率が木製パレットの場合 1.0%以下、プラスチック製パレットの場合 2.5%以下であること</li> <li>落下強度は、対角線の長さの変化率が木製パレットの場合 3.0%以下、プラスチック製パレットの場合 1.0%以下であること</li> </ul>
最大積載質量	1t	
両面・片面	片面使用形または両面使用形	
二方差し・四方差し	二方差しまたは四方差し	
タグ・バーコード	タグ・バーコードの装着が可能な設計	
調達形態	レンタル	

### 事例① 標準仕様パレットの導入、およびパレタイザー導入による荷積みの自動化

- 複数種類の自社パレットで納品を行っているが、パレット規格が標準化されていないことによる積載ロスや、手積みによる長時間労働・高負荷作業が課題となっている。
- 標準仕様パレットへ切り替えるとともに、補助金を活用して協働ロボットパレタイザーを導入することで、手荷役のための作業人員およびドライバーの待ち時間削減を企図している。

### 事例② 標準仕様パレットによる一貫パレチゼーションの実現

- 生産ラインから出てくるパレットの規格が輸送に適していないために、物流拠点において、ドライバーの手荷役によるパレットの積み替えが発生しており、長時間作業が課題となっている。
- 生産から輸送までを標準仕様パレットに切り替えることで、一貫パレチゼーションによる手荷役削減を計画。また、丁寧な荷役作業を必要とする貨物であるため、工場にパレタイズ用移動式助力装置 バランサを導入し、パレタイズの効率化も同時に実現しようとしている。

### 事例③ 「バラ積み」から「パレット化」によるドライバー拘束時間の削減

- 現状、工場から製品倉庫までの社内転送をすべてバラ積みで行っており、中継倉庫も含め、複数回バラ積み・バラ降ろしすることによる作業負荷が発生している。
- 補助金を活用してサイドシフト付きフォークリフトを導入し、併せて標準仕様パレットを利用した輸送への切り替えを計画。ドライバー拘束時間の大幅な削減を予定している。

2030年度に不足する輸送力34%の解消をより確かなものとするため、陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員し、トラックドライバー不足や物流網の障害などに対応するための「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」をとりまとめ。

<多様な輸送モードも活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）の推進>

## ① 鉄道と内航海運へのモーダルシフトの取組の更なる強化

- ・小口貨物の混載輸送やパレット化、大型コンテナ・シャーシ等の確保、けん引免許の取得に対する支援
- ・貨物駅のコンテナホームの拡幅、線路改良、路盤強化等の施設整備に向けた支援、代行輸送の拠点となる貨物駅での円滑な積み替えを可能とする施設整備、新幹線等の貨客混載による車両スペースの有効活用の推進
- ・新船投入や船舶大型化、新規需要の創出に向けた取組への支援、内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化



等 鉄道・内航海運へのモーダルシフト

## ② 多様な輸送モードの活用

- ・中小事業者を念頭に置いたダブル連結トラックの導入支援
- ・高速道路における自動運転トラックの実証実験に対する支援
- ・航空貨物輸送の更なる活用に向けた取組の支援や受入体制の確保



25mダブル連結トラック  
ダブル連結トラックの導入促進



高速道路での自動運転トラック



航空機の空きスペース等の有効活用

## ③ 地域の産業政策・地域政策等との連携

- ・地域の産業振興等と連携した新モーダルシフトや地域の物流ネットワークの再構築を実現するため、地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が協働する先進的な取組を支援

- 物流情報標準ガイドラインの更なる普及にあたっては、標準化の社会的意義やメリットについての経営層の理解が課題となっている。
- 投資判断を担う経営者層や、準拠を検討するシステム部門を主な対象とした利用手引を令和5年3月に作成。物流情報標準ガイドラインHPにて公開した。
- 利用手引の中では、標準化が必要な理由のほか、物流情報標準ガイドラインの概要や導入方法を解説しており、検討に向けた事業者等の取組をサポートする内容としている。

### III 物流情報標準ガイドラインの導入

#### III-2 導入方法

主にシステム部門の皆様を対象として、物流情報標準ガイドラインの導入方法をご説明します。本手引では、ガイドラインにおいて定められている物流情報標準のうち、物流情報標準メッセージレイアウトの導入方法をご紹介します。

#### 1 準拠させたい物流情報とガイドラインの対応の確認

●まず、ガイドラインに準拠させる物流情報を、データ送受信の場面別に整理します。  
 ●次に、ガイドラインのHPにある物流メッセージ標準（物流情報標準メッセージレイアウト）の5-6ページ（プロセス一覧とメッセージの種類）を参照し、対応するメッセージを確認します。  
 ※ガイドラインでは、目的別に複数のデータ項目で構成された物流情報をメッセージと呼んでいます。

準拠させる項目の場面別整理

	例①	例②
データ送受信の場面 (物流情報を送受するタイミング)	運送依頼データの送信	日次報告後の在庫報告
送受している物流情報	品番、品名、数量、重量、寄附希望日 等	品番、品名、貨物種別、在庫数量 等
送信者	荷送人	倉庫事業者
受信者	運送事業者	委託者

#### プロセス一覧とメッセージの種類 (抜粋)

プロセス	プロセスの内容	送信者	受信者	#	メッセージ名称
業務	運送事業者が荷送人へ運送依頼を依頼する際、委託者が運送事業者へ依頼する運用・ルートなどのプロセス、運送依頼プロセス、荷主・委託者業務プロセスとの連携を目的とする。運送事業者が運送依頼プロセスと連携して運送依頼の準備を行う。	荷送人、運送依頼者	運送事業者	03	運送依頼情報
		運送事業者	荷送人	04	運送依頼受け情報
在庫報告	委託者および倉庫事業者の在庫報告および在庫管理情報も連携するプロセス、在庫報告プロセスを呼び出すプロセス、在庫報告プロセスを呼び出すプロセス、在庫報告プロセスを呼び出すプロセスで連携している。	倉庫事業者	委託者	29	在庫報告情報 (日次)
		委託者	倉庫事業者	30	在庫報告情報 (明細)

対応するメッセージ

運送依頼情報

在庫報告情報 (明細)

QRコード

[https://lisc.g.karoco-imp.app/iv=1577650794/files/topics/3079\\_ext\\_1\\_0.pdf](https://lisc.g.karoco-imp.app/iv=1577650794/files/topics/3079_ext_1_0.pdf)

### III 物流情報標準ガイドラインの導入

#### 2 準拠させたい物流情報とガイドラインのメッセージの比較 (マッピング)

●準拠させたい物流情報の定義や型、コード等を、IIで対応を確認したメッセージに合わせます。各メッセージのデータ項目の詳細は、物流メッセージ標準（物流情報標準メッセージレイアウト）の10ページ以降に記載されています。

#### 例) 03.運送依頼情報 (抜粋)

項目	必須	非CD	項目定義	値の型	出現回数	備考(見出し)
メッセージ情報	●				1	運送依頼情報
データ私権NO.	●		受信者への受信メッセージの私権番号	9(S)	1	
?						
運送依頼	●		荷送人が運送依頼メッセージ欄に付与した運送番号	X(20)	1	運送依頼情報
運送依頼年月日	●		荷送人が運送事業者に対して運送を依頼した日付	X(8)	1	
運送依頼日番号	?		運送事業者の運送日取りに付与した日番号			
?						
委託種別	●					運送依頼情報
運送種別種別 (依頼)	●		運送種別の種別単位に基づく依頼 (予定)種別	9(S)	1	
種別単位コード	●		* 種別の単位をコード (繰り返し以外で使用する)	X(3)	0/1	
?						

準拠させる物流情報

依頼の項目を参照

準拠後の物流情報

管理NO: 12345AB

000000000000012345AB

依頼日: 令和6年3月15日

種別の型を合わせる

運送依頼年月日: 20240315

送り先NO: 56789

項目名を継ぎ足すことが望ましいが、名称の一部は必須ではない

運送依頼日番号: 0000000000000056789

総数: 1

必須項目は必ず実装する

運送種別種別 (依頼): 00000001

単位: ケース

共通CDを利用する項目は一意より選択

種別単位コード: CS△

#### 3 システム開発

既存システムをガイドラインに準拠させる場合には、現在保有しているデータ項目の変換機能を構築したうえで実装することが考えられます。

不明点やExcelファイル形式の資料送付希望は  
 フィルインターネットセンターにご連絡ください。  
<https://j-plc.or.jp/#inquiry>

QRコード

## 物流情報標準ガイドライン 利用手引

LOGISTICS

国土交通省

物流情報標準ガイドラインHPにて公開  
[\(https://www.lisc.or.jp/guideline/\)](https://www.lisc.or.jp/guideline/)



目的： 「物流情報標準ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）の普及と、共同輸配送等による輸配送の効率化と積載率向上  
 概要： 複数の荷主企業や物流事業者等で構成される協議体がガイドラインを活用して行う、共同輸配送等の取組への補助  
 対象経費： ガイドラインに準拠するためのシステム開発・改修費用、物流・商流データ基盤の利用料 等

## 物流データの標準化促進に向けた オープンプラットフォーム構築支援事業



物流効率化を図る

### 荷主企業・物流事業者等

から成る協議会の方々へ

#### 補助対象者

複数の荷主企業等から構成される協議会

- <協議会の構成>
- ・荷主企業2社以上(必須)
  - ・物流事業者(貨物運送事業者、倉庫事業者等)
  - ・その他物流に係る関係者(物流システム事業者等)

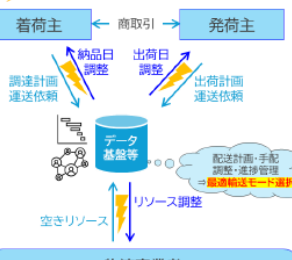
#### 補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準ガイドライン」を活用したデータ連携を行うことで、共同輸配送等に取り組む実証事業

※補助対象経費については、2ページ目に記載のとおり

#### 取組イメージ例

物流情報標準ガイドライン準拠のデータ形式



#### 補助率

補助対象経費の

**1/2** 以内で交付  
(上限あり)

最大3千万円程度の交付となります。

## 採択された協議会

協議会名	協議会構成組織
医療物流革新協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帝人フロンティア株式会社</li> <li>・ 医療法人社団高邦会</li> <li>・ 医療法人財団順和会</li> <li>・ ヤマト運輸株式会社</li> </ul>
造船・船用工業会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロジスティード西日本株式会社</li> <li>・ 三菱造船株式会社</li> <li>・ 水野ストレーナー工業株式会社</li> <li>・ 株式会社日立製作所</li> </ul>
フィジカルインターネット実現会議化学品WG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三菱ケミカル株式会社</li> <li>・ 三井化学株式会社</li> </ul>
ペットフード・用品業界における共同配送事業促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丸紅ロジスティクス株式会社</li> <li>・ マースジャパンリミテッド</li> <li>・ ロイヤルカナンジャパン合同会社</li> <li>・ 大王製紙株式会社</li> <li>・ ジェックス株式会社</li> </ul>
菓子共同物流標準化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トランコム株式会社</li> <li>・ 株式会社湖池屋</li> <li>・ ぼんち株式会社</li> </ul>

※現在は募集終了

### 事例① 化学製品の輸送における共同物流プラットフォームの構築

- 化学品輸送においては、石油化学コンビナート周辺に集中している工場・倉庫等を発地とする輸配送の割合が大きいものの、現状では荷主各社が独自にトラック手配を行っている。
- 複数荷主・複数物流事業者が参画し、「物流情報標準ガイドライン」に準拠した情報連携基盤を活用した共同集配・共同輸送を実施。

### 事例② 医療機器の在庫・消費情報連携プラットフォーム構築

- 医療機器の病院への物流において、新たに複数メーカー・病院の地域共同在庫拠点を新設するとともに、物流情報標準ガイドラインに準拠した情報連携プラットフォームを構築。
- これにより、メーカー・共同在庫拠点・病院間でタイムリーに入出荷実績が連携されると共に、RFIDを用いた実績報告・検品棚卸システムの構築により、病院内における作業効率化を実現。

### 事例③ ペットフード・用品業界における標準物流データを活用した物流可視化

- 複数荷主の貨物を担う3PL物流事業者において、各物流センターの配送・出荷実績データフォーマットが統一されておらず、横断的な管理や共同配送のための計画策定が困難であった。
- 新たに物流情報標準ガイドラインフォーマットへのデータ変換システムを構築し、統合DBにデータを蓄積することにより、輸配送状況を可視化し、新規共同配送のルート設計を可能にした。

# 目次

01

## 物流改正法

法改正の概要および施行に向けた動向

02

## 物流標準化

フィジカルインターネット実現に向けた環境の整備

03

## 予算のポイント

令和7年度当初予算案・令和6年度補正予算

# 令和7年度当初予算案・令和6年度補正予算における政策パッケージ関係予算のポイント①

- **物流の「2024年問題」**は、**喫緊の課題**であると同時に、**年々深刻化する構造的な問題**でもあり、**2030年に不足する輸送力34%を補う**ことを目指して、**継続的に対応していく必要**がある。
- このため、2024年2月に策定・公表された「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づき、**①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容**を柱とする施策を一体的に講じ、**物流の適正化・生産性向上の更なる推進**を図る。

## 「物流革新に向けた政策パッケージ」関係予算

	R7当初案 + R6補正	R6当初 + R5補正	R5当初 + R4補正
国費総額	7,670億円	7,721億円	—
うち、公共事業関係費	6,818億円	6,810億円	—
うち、公共事業関係費以外	852億円	908億円	26億円
財政投融资	440億円	322億円	20億円
<b>合計</b>	<b>8,110億円</b>	<b>8,043億円</b>	<b>—</b>

※ 上記のほか、R6補正から、社会資本整備総合交付金を活用した物流関連インフラの整備等を推進  
(R7当初：4,874億円、R6補正：612億円)

# 令和7年度当初予算案・令和6年度補正予算における政策パッケージ関係予算のポイント①

## (1) 物流の効率化①

【R7当初：6,299億円、R6補正：1,802億円】

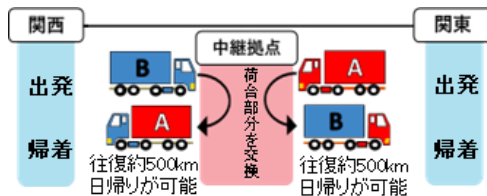
- 物流の革新と持続的成長に向けて、物流拠点・ネットワークのためのインフラ整備、物流GX(モダルシフト等)、物流DX(自動化・機械化機器の導入等)、物流標準化・データ連携(標準仕様パレットの利用促進等)、物流施設の機能強化を推進。

【物流拠点・ネットワークのためのインフラ整備】(R7当初:6,151億円、R6補正:1,105億円)

- 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用



SA・PAの大型駐車マス拡充等



中継輸送拠点の整備

- 成田空港における滑走路の新設等の更なる機能強化



- 内航フェリー・RORO船ターミナルや貨物駅・ネットワークの機能強化の促進



RORO船が着岸する岸壁



貨物駅の輸送力増強



トラックターミナル



休憩施設

- 社会資本整備総合交付金等を活用した物流関連インフラの整備

# 令和7年度当初予算案・令和6年度補正予算における政策パッケージ関係予算のポイント②

## (1) 物流の効率化②

【R7当初：6,299億円、R6補正：1,802億円】

### 【陸・海・空の輸送モードを活用した新モーダルシフトの推進】

(R7当初：0.4億円、R6補正：32億円)

(大型トラックと互換性のある規格)

31ft

40ft

航空機の空きスペース等の有効活用

地域の産業振興等と連携

導入支援

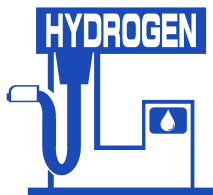
大型コンテナ・海運シャーシ

ダブル連結トラックの導入促進

### 【物流GXの推進】 (R7当初：110億円、R6補正：412億円)



FCVTトラック



水素スタンド

### 【物流拠点の機能強化等】 (R7当初：4億円、R6補正：169億円)



非常用電源設備



コールドチェーン確保のための冷蔵設備

### 【物流DX等による生産性向上・担い手の多様化の推進】

(R7当初：34億円、R6補正：80億円)



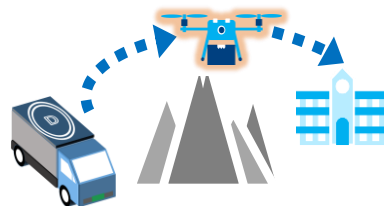
高速道路での自動運転トラック



無人フォークリフト



無人搬器送機



ドローンによるラストワンマイル配送の効率化



テールゲートリフター



自動運航船の普及に向けた制度整備



無線通信 (LTE等)

通信機能付デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー 一体型

クラウドサーバー

遠隔地における 点呼機器

### 【物流標準化・データ連携の推進】 (R6補正：4億円)



「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮



物流データの標準化

荷主・物流事業者のデータ連携を通じた共同輸配送や帰り荷確保等の推進

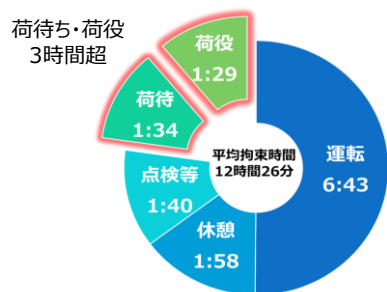
# 令和7年度当初予算案・令和6年度補正予算における政策パッケージ関係予算のポイント③

## (2) 商慣行の見直し

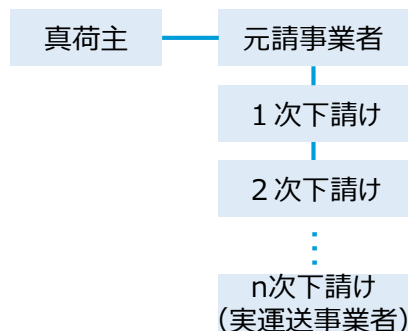
【R7当初：1億円、R6補正：3億円】

- 原則来年4月の改正物流法の施行に向けて、荷主・物流事業者に対する規制措置の執行体制を整備。
- トラックドライバーの賃上げ原資の確保に向けて、多重下請構造の是正や「標準的運賃」の普及・浸透に向けた実態調査等を行うとともに、物流の適正化に向けて荷主・元請事業者の悪質な行為を是正するため、トラック・物流Gメンの執行を強化。
- 下請Gメンのヒアリングや「価格交渉促進月間」等の実施により、労務費を含めた適切な価格転嫁ができる環境を整備。

荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳



多重下請構造のイメージ



トラック・物流Gメンの活動状況 (トラックドライバーへのヒアリング)



大型車駐車スペースがあるコンビニ駐車場



高速SA、PA

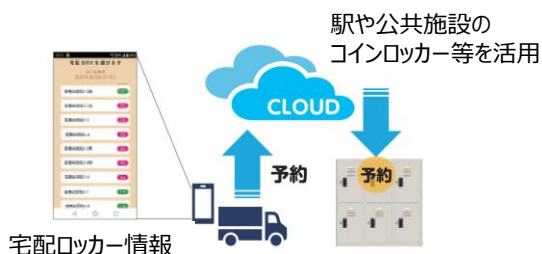
価格交渉促進月間



## (3) 荷主・消費者の行動変容等

【R7当初：2億円、R6補正：2億円】

- 宅配ロッカー等の多様な受取方法やゆとりを持った配送日時指定等の普及促進に向けた実証事業を実施。
- 併せて、脱炭素化に向けた国民運動である「デコ活」等を通じて、再配達削減に向けた消費者の行動変容を促進。



- 荷主等による物流改善の取組状況等について見える化し、企業の努力を消費者や市場からの評価につなげる仕組みの創設に向けた調査・検討を実施。